

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、戦没者等のご遺族に改めて弔慰の意を表するため、第十回特別弔慰金が支給されます。

・支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

【順位1】

平成27年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」の受給権を取得した方

【順位2】

戦没者等の子

【順位3】

戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

【順位4】

上記順位1から順位3以外
の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き
続き1年以上の生計関係を
有していた方に限ります。

・支給内容

額面25万円、5年償還の記
名国債

・請求期間

平成27年4月1日～
平成30年4月2日

※手続きにはお時間をいただきますのでご了承ください。
※添付書類等、追加で提出をお願いすることがあります。

お問い合わせは、

社会福祉課（7階）

☎201571、FAX201605へ。

「ご存じですか？」
民生委員・児童委員
（主任児童委員）

民生委員・児童委員は地域に配置され、活動を行っています。

茂原市では、平成27年4月

1日現在、151人が活動中です。

民生委員は「民生委員法」により設置され、すべての民生委員は「児童福祉法」により児童委員も兼ねています。また、民生委員・児童委員の中には児童福祉を専門に担当・活動する主任児童委員がいます。

【活動内容】

・いじめや児童虐待などの相談
・福祉制度や福祉サービスの情報提供

・一人暮らしや高齢者世帯などへの声かけや安否確認
・そのほか、福祉にかかわる心配ごと相談

※民生委員・児童委員には守秘義務があります。お気軽にご相談ください。

茂原市民生委員児童委員協議会

お問い合わせは、
社会福祉課（7階）

☎201571、FAX201605へ。



茂原市長生郡医師会健康フォーラム2015 ～認知症にやさしい社会を目指して～

日時：6月6日⑤ 14時30分～16時30分（開場14時）
場所：茂原市民会館（茂原市茂原101番地）
参加費：無料
定員：先着1,000人（要申込）
※かかりつけ医療機関、最寄の医療機関または、茂原市長生郡医師会へお申し込みください。

第1部

演：認知症かなと思ったら
者：茂原市長生郡医師会 副会長 鈴木秋彦

第2部

演：認知症、知って得する話
者：埼玉精神神経センター理事長
兼センター長 丸木雄一先生

第3部

特別講演：優しく見守る認知症
落語家：微笑亭さん太さん



▲微笑亭さん太さん



▲丸木雄一先生

お申し込み・お問い合わせは、
茂原市長生郡医師会
☎(24)3285へ。